

公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団評議員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団定款（以下「定款」という。）第13条第1項の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する職務遂行の対価として評議員が受ける財産上の利益をいう。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が、評議員会に出席したとき、又は評議員としての業務を行ったとき（定款第20条に定める決議の省略にかかる場合を除く。）は、日額9,000円の報酬を支給する。

2 評議員に対して、公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団（以下「事業団」という。）より特別の任務として講師、原稿執筆等を委嘱した場合には、前項の規定にかかわらず、謝金を支給することができる。

(公表)

第4条 事業団がこの規程を公表することにより、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定による報酬等の支給の基準の公表とする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団定款（以下「定款」という。）第29条第1項の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常任理事 常勤の理事であって、定款第23条第2項に規定する常任理事をいう。
- (3) 報酬 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益をいう。

(役員報酬等)

第3条 役員が、理事会等に出席したとき、監査を行ったとき、又は役員としての業務を行ったとき（定款第34条に定める決議の省略にかかる場合を除く。）は日額9,000円の報酬を支給する。

2 役員に対して、公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団（以下「事業団」という。）より特別の任務として講師、原稿執筆等を委嘱した場合には、前項の規定にかかわらず謝金を支給することができる。

(理事長及び常任理事の報酬)

第4条 理事長には、前条に基づく報酬のほか、月額18万円の報酬を支給するものとし、その支給方法は職員の例による。

2 常任理事には、前条に基づく報酬のほか、職員としての給与を支給する。

(公表)

第5条 事業団がこの規程を公表することにより、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定による報酬等の支給の基準の公表とする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。